

香川県建設工事総合評価方式実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針」に基づき、総合評価方式の実施方針について次のように定め、これに基づき、公共工事の品質確保の促進に努めるものとする。

第1 総合評価方式の適用

1) 総合評価方式の適用

総合評価方式は、緊急性の高いもの、あるいは小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、原則としてすべての工事において総合評価方式を適用するものとする。

2) 総合評価方式の適用区分

総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

① 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合で、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

② 技術提案型

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

③ 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

④ 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、工事成績等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

第2 技術提案の審査・評価

競争に参加する者から技術提案を求め、あらかじめ設定した工事特性、地域特性等に応じた評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の審査・評価を行う。また、工事規模が大きい場合の技術提案については、提案内容を技術力の程度に応じて適切に評価するよう留意する。

第3 総合評価の方法

総合評価に関する評価値の算出方法としては、除算方式を原則とする。

なお、特に技術力にウエイトを置いた評価が必要な工事においては、加算方式を適用する。

[除算方式]

評価値の算出方法

評価値=技術評価点÷入札価格（単位：千万円）

[除算方式における技術評価点]

技術評価点の算出方法

技術評価点=（標準点+加算点）

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものを除く。

[加算方式]

評価値の算出方法

評価値=価格評価点+技術評価点

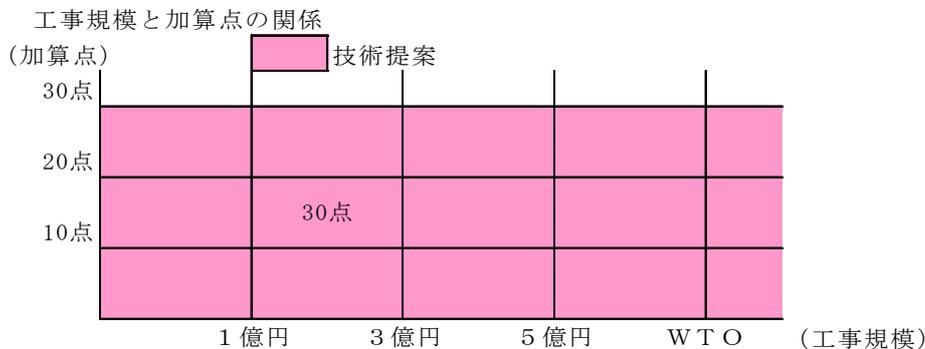
= [100×（1－入札価格／予定価格）] + 技術評価点

第4 加算点・技術評価点の考え方

1) 除算方式における加算点

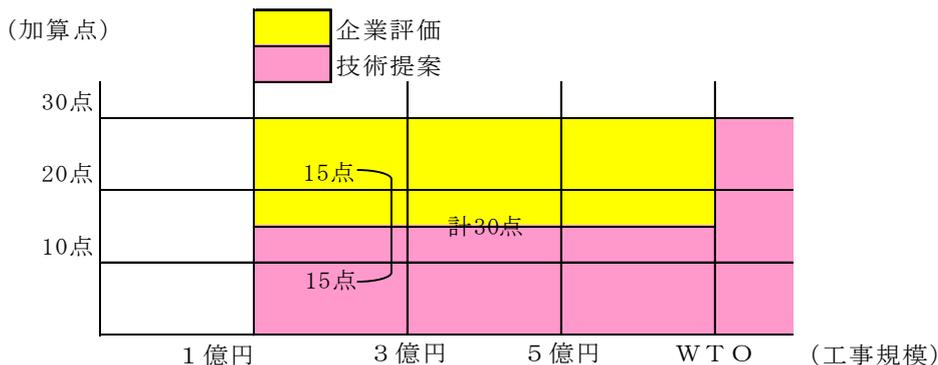
① 高度技術提案型

技術提案に対する加算点は、原則、最高30点までの範囲で設定する。



② 技術提案型

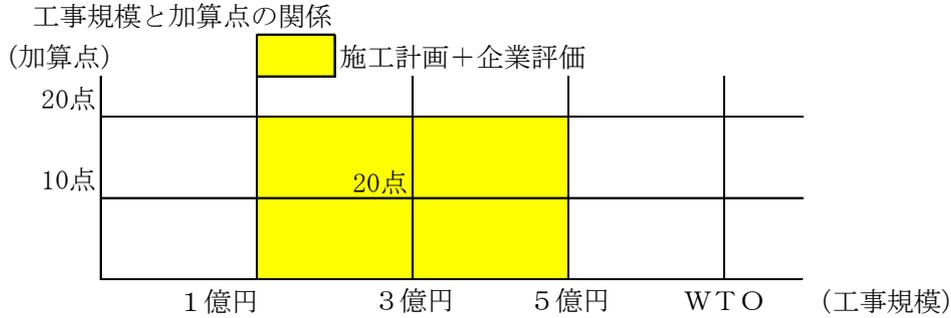
技術提案に対する加算点に加え、企業評価による加算点を付与できるものとする。なお、加算点は、原則、最高30点までの範囲で設定する。ただし、1億円未満の工事には適用しない。



③ 施工計画型

簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。

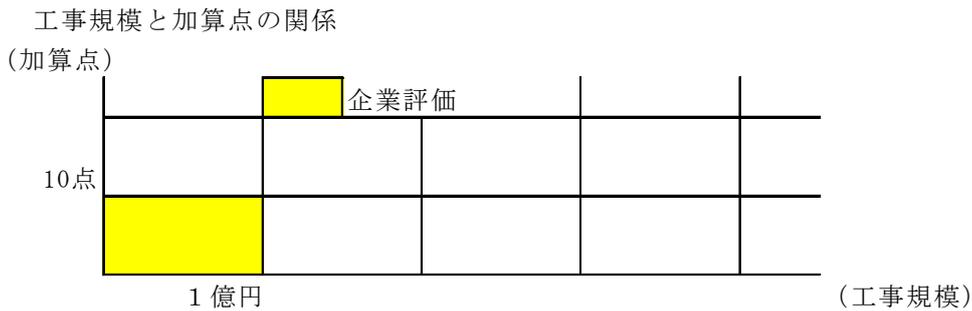
加算点は、原則、最高20点までの範囲で設定する。ただし、5億円以上及び1億円未満の工事には適用しない。



④ 企業評価型

工事成績等に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。

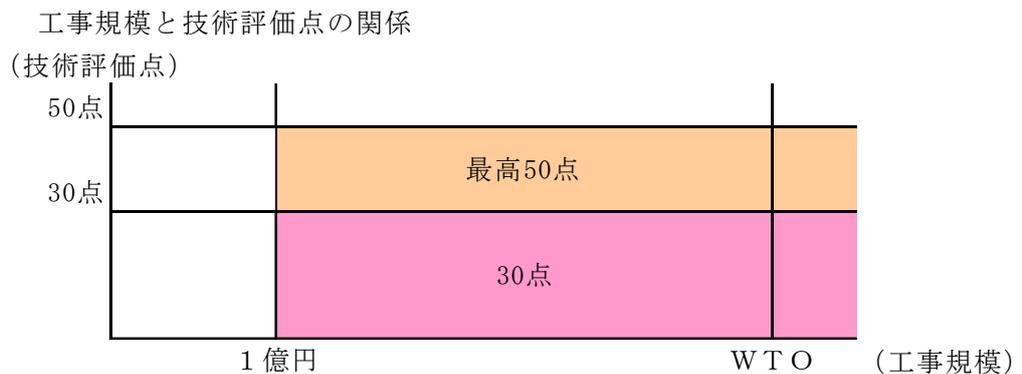
加算点は、原則、最高10点までの範囲で設定する。ただし、1億円以上の工事には適用しない。



2) 加算方式における技術評価点

加算方式は、技術力にウエイトを置いた評価のため、高度技術提案型、技術提案型において適用することとし、施工計画型、企業評価型には適用しない。

なお、技術提案に対する技術評価点は、原則30点とし、最高50点までの範囲で設定する。



第5 落札者の決定方法

「高度技術提案型」、「技術提案型」、「施工計画型」、「企業評価型」のいずれの総合評価方式においても、落札者の決定は、以下の方法による。

1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

2) 除算方式における評価値

① 入札価格が予定価格以下であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格 (単位: 千万円)

技術評価点: 技術評価点 = (標準点 + 加算点)

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものを除く。

標準点: 発注者が求める技術提案書を提出した場合は
100点の標準点を与える。

加算点: 技術提案等に対し評価項目及び評価基準に基づき
評価された加算点を与える。

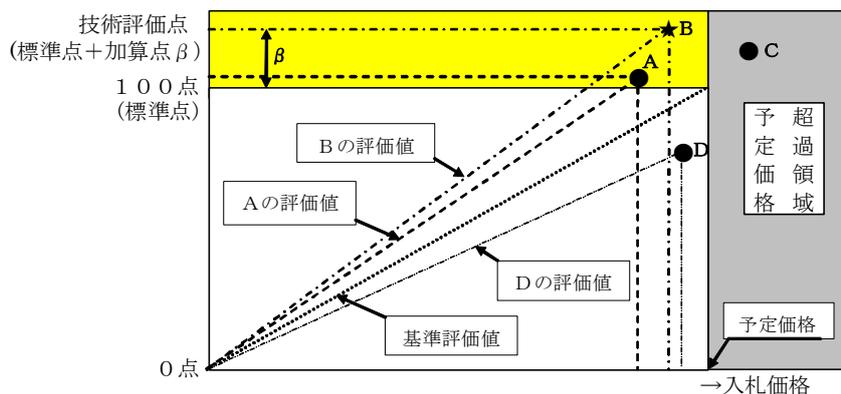
評価値の計算において入札価格の単位は千万円とし、求められる値(評価値、基準評価値)は少数位4位(5位四捨五入)とする。

③ 基準評価値

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。

基準評価値 = 100点(標準点) ÷ 予定価格(単位: 千万円)

④ 評価値の考え方



(例: 上記グラフの場合)

- ・ Cは予定価格を超過している。
 - ・ Dは基準評価値を下回っている。
 - ・ Aは基準評価値を上回るが、B社の評価値を下回る。
- 以上のことから、Bが落札者となる。

3) 加算方式における評価値

- ① 入札価格が予定価格以下であること。
- ② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

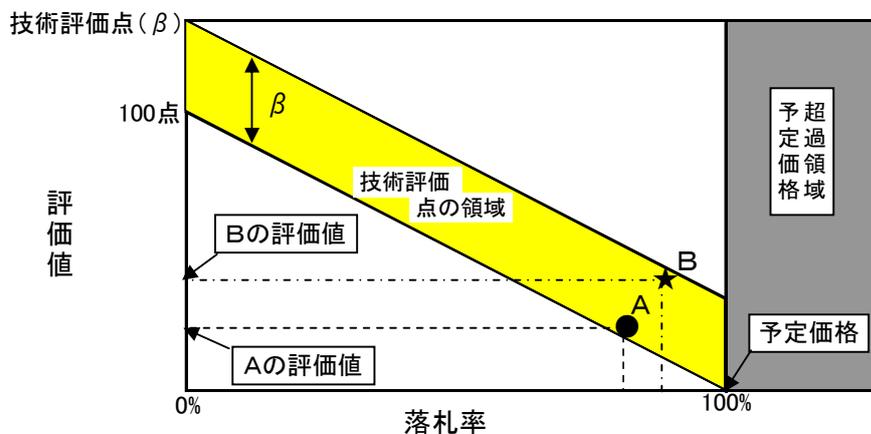
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

= [100 × (1 - 入札価格 / 予定価格)] + 技術評価点

技術評価点：技術提案等に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された技術評価点を与える。

求められる評価値は少数位4位（5位四捨五入）とする。

③ 評価値の考え方



(例) Aは落札率は低いが技術評価点も小さく、技術評価点の高かったBが落札率（入札価格）は高いが落札者となる。

- 4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

第6 技術提案が履行できなかった場合の措置

落札者の決定に反映された技術提案が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点、違約金を徴収する。

1) 除算方式における措置

① 工事成績評定の減点措置

工事成績評定の減点値 = { ((A - B) / A) × (該当項目の加算点 / 合計加算点) } × 10点※

A：入札時の技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は少数以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

② 違約金の徴収

$$\text{違約金} = C - C \times ((D + E) / (D + F))$$

C：当初契約金額

D：標準点 = 100点

E：施工後の実施値における合計加算点

F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

違約金は、1円未満切捨てとする。

2) 加算方式における措置

① 工事成績の減点措置

$$\text{工事成績評定の減点値} = \{((A - B) / A) \times (\text{該当項目の技術評価点} / \text{合計技術評価点})\} \times 10 \text{点}^*$$

A：入札時の技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は少数点以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

② 違約金の徴収

$$\text{違約金} = C / D \times (E - F)$$

C：当初契約金額

D：価格評価点満点(100点)

E：当初入札時に記載した技術提案による合計技術評価点

F：施工後の実施値における合計技術評価点

違約金は1円未満切捨てとする。

第7 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたり、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者2名以上の意見を聴取する。

なお、意見聴取において、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

第8 入札及び契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「香川県入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

第9 評価結果等の公表

入札及び契約手続きの透明性・公正性を確保するため、総合評価方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等に

において明らかにする。

また、入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、契約後速やかに公表する。

1) 手続き開始時期

入札公告等において、以下の事項を明記する。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 評価項目及び評価基準
- ③ 落札者の決定方法
- ④ 技術提案が履行できなくなった場合の措置

2) 落札者決定後

落札者を決定した場合、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の評価値
- ④ 各業者の評価点

第 10 その他

この実施方針に定めるもののほか、総合評価方式に関して必要な事項は別に定めることができる。

附 則

本実施方針は、平成 18 年 4 月 13 日より施行する。

附 則

改正後の実施方針は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、平成 19 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、平成 21 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、平成 22 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、平成 24 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、令和 4 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。